

公害防止計画制度に係る参考資料

平成 2 2 年 9 月

目次

1. 環境関連の法体系	1
2. 環境基本法	2
3. 公害防止計画について	3
4. 公害防止計画策定手順	4
5. 公害防止計画策定地域図	5
6. 公害防止計画策定状況一覧	6
7. 公害防止計画の地域数及び市区町村数の推移	7
8. 公害防止計画の構成	8
9. 公害防止計画の例（下関・宇部地域公害防止計画抜粋）	10
10. 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に 関する法律（公害財特法）について	22
11. 公害財特法	23
12. 公害防止対策事業に係る財政措置	25
13. 公害財特法の適用を受けることによる事業負担の効果	26
14. 公害防止対策事業に係る事業費及び補助の嵩上げ額の推移	27
15. 廃棄物処理施設に対する公害財特法に基づく財政措置 （補助率嵩上げ）の見直しについて	28
16. 総務大臣指定に係る公害防止対策事業	29
17. 環境基準等の達成状況	30
18. カドミウムに係る土壤環境基準（告示）及び農用地土壤 汚染対策地域の指定要件（政令）等の改正について	33
19. 公害防止計画に係るこれまでの見直し経緯について	34
20. 地域主権戦略大綱（平成22年6月閣議決定）における 公害防止計画関係事項	35
21. 環境関連計画制度	36
22. 公害防止計画と他の法令に基づく地方計画との 整合等について	37

環境関連の法体系

環境基本法

総則

公害等の定義・環境の保全に関する理念

事業者等の責務

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

環境保全の基本的施策

環境基本計画・公害防止計画の策定等

環境基準の設定

環境影響評価の推進

(環境影響評価法)

大気汚染

大気汚染防止法、道路交通法、電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法等

水質汚濁

水質汚濁防止法、浄化槽法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、瀬戸内海環境保全特別措置法等、湖沼水質保全特別措置法等

土壌汚染

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、土壌汚染対策法等

騒音

騒音規制法、道路交通法等

振動

振動規制法、道路交通法等

地盤沈下

工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律

悪臭

悪臭防止法、化製場等に関する法律

化学物質

ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

廃棄物・リサイクル

循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定家庭用機器再商品化法、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律、特定有害廃棄物等の輸出入の規制に関する法律等

土地利用

国土利用計画法、都市計画法、建築基準法等

自然環境

生物多様性基本法、自然環境保全法、自然公園法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、自然再生推進法、動物の愛護及び管理に関する法律、温泉法等

環境保全上の支障を防止するための枠組み・規制

環境保全上の支障を防止するための経済的措置

環境の保全に関する施設の整備等

下水道法、幹線道路の沿道の整備に関する法律等

環境負荷の低減に関する製品等の利用の促進

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、国等による温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律

環境教育・環境保全活動推進等

環境保全活動・環境教育推進法、環境配慮事業活動促進法

紛争処理・被害者救済

公害紛争処理法、公害健康被害の補償等に関する法律、石綿による健康被害の救済に関する法律

地球環境保全・国際協力等

地球温暖化対策の推進に関する法律、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律、南極地域の環境の保護に関する法律等

費用負担 財政措置

中央環境審議会

公害防止事業費事業者負担法、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

環境審議会等

都道府県・市町村環境審議会

公害対策会議

環境基本法

(平成五年十一月十九日法律第九十一号)

最終改正：平成二〇年六月一八日法律第八三号

(公害防止計画の作成)

第十七条 環境大臣は、次のいずれかに該当する地域について、関係都道府県知事に対し、その地域において実施されるべき公害の防止に関する施策に係る基本方針を示して、その施策に係る計画（以下「公害防止計画」という。）の策定を指示するものとする。

- 一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域
 - 二 人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域
- 2 前項の基本方針は、環境基本計画を基本として策定するものとする。
- 3 関係都道府県知事は、第一項の規定による指示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 環境大臣は、第一項の規定による指示及び前項の同意をするに当たっては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。
- 5 環境大臣は、第一項の規定による指示をするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。

(公害防止計画の達成の推進)

第十八条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体に対する財政措置等)

第三十九条 国は、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

公害防止計画について

1. 公害防止計画－環境大臣により策定指示され、その同意を要する法定計画

- ・ 公害防止計画は、環境基本法第17条に基づく法定計画。
- ・ 現に公害が著しい、又は、著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、公害の防止を目的とする地域計画。
- ・ 環境大臣が示す計画策定の基本方針に基づいて都道府県知事が作成し、環境大臣の同意を要する計画。

2. 公害防止計画の策定状況－全国30地域（平成22年度4月1日現在）

- ・ 昭和45年12月から昭和52年1月まで、全国の主要な工業都市及び大都市地域のほとんどについて策定され、また平成15年度に2地域が策定され、これまでに52地域について策定された。
- ・ 地域の見直し、隣接する地域の統合等により、平成22年4月1日現在、全国30地域（24都府県）において策定されている。

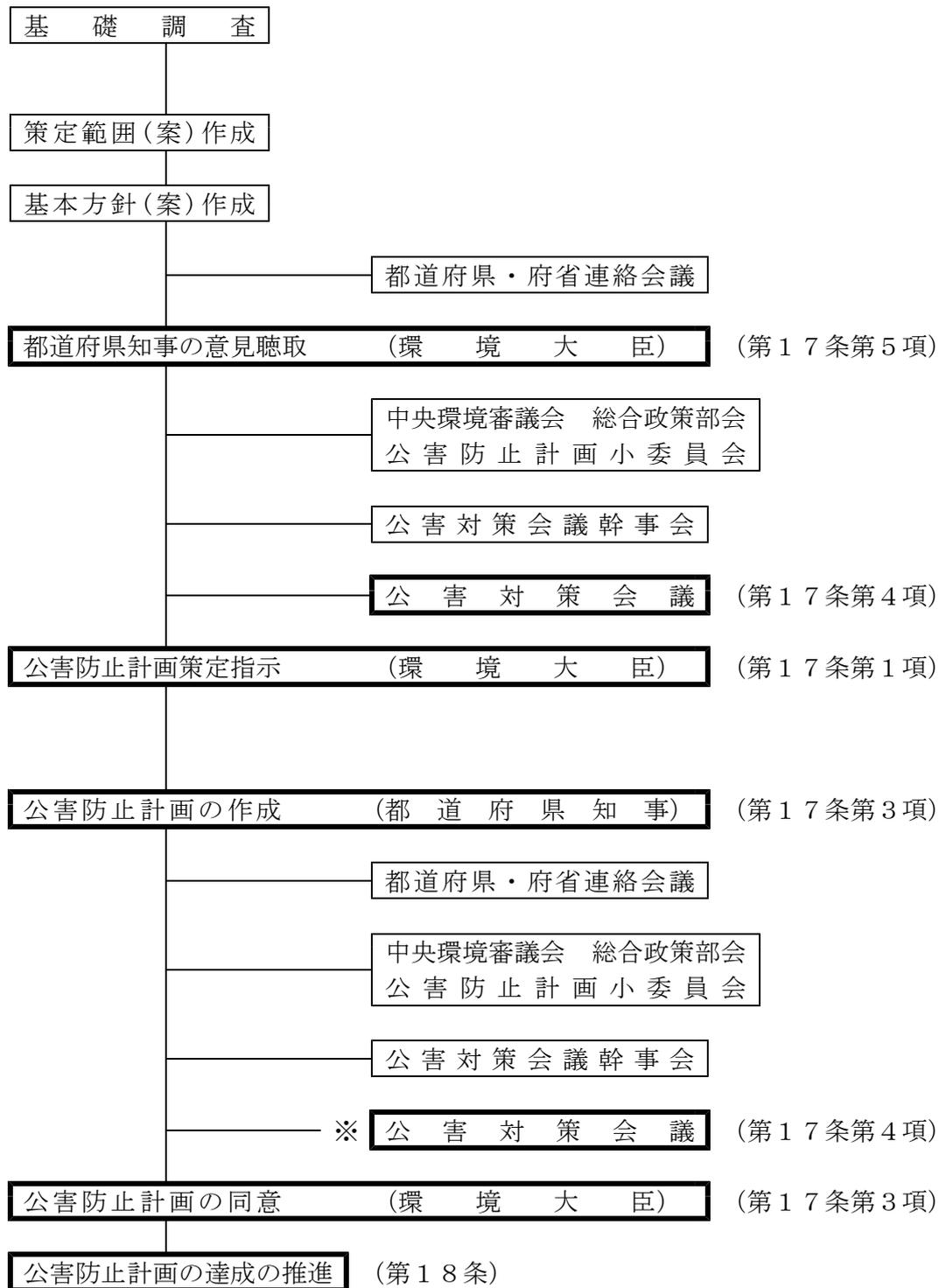
3. 公害防止計画における各種施策

- ・ 地方公共団体等は、発生源等に対する各種規制、環境影響評価、立地指導、土地利用の適正化等の施策を講ずるとともに、下水道整備、公園・緑地等整備等の事業を推進する。
- ・ 事業者は、大気汚染、水質汚濁等の防止のための措置を講ずる。

4. 公害防止対策事業に対する財政上の特別措置－補助率の嵩上げ、適債事業の拡大等

国又は地方公共団体が公害防止計画に基づき実施する公害防止対策事業（「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条各号に掲げるもの）については、①国庫補助率の嵩上げ、②地方債の適債事業の拡大、③地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入、という財政上の特別措置が講じられることとなっており、施策の一層の推進が図られている。

公害防止計画策定手順

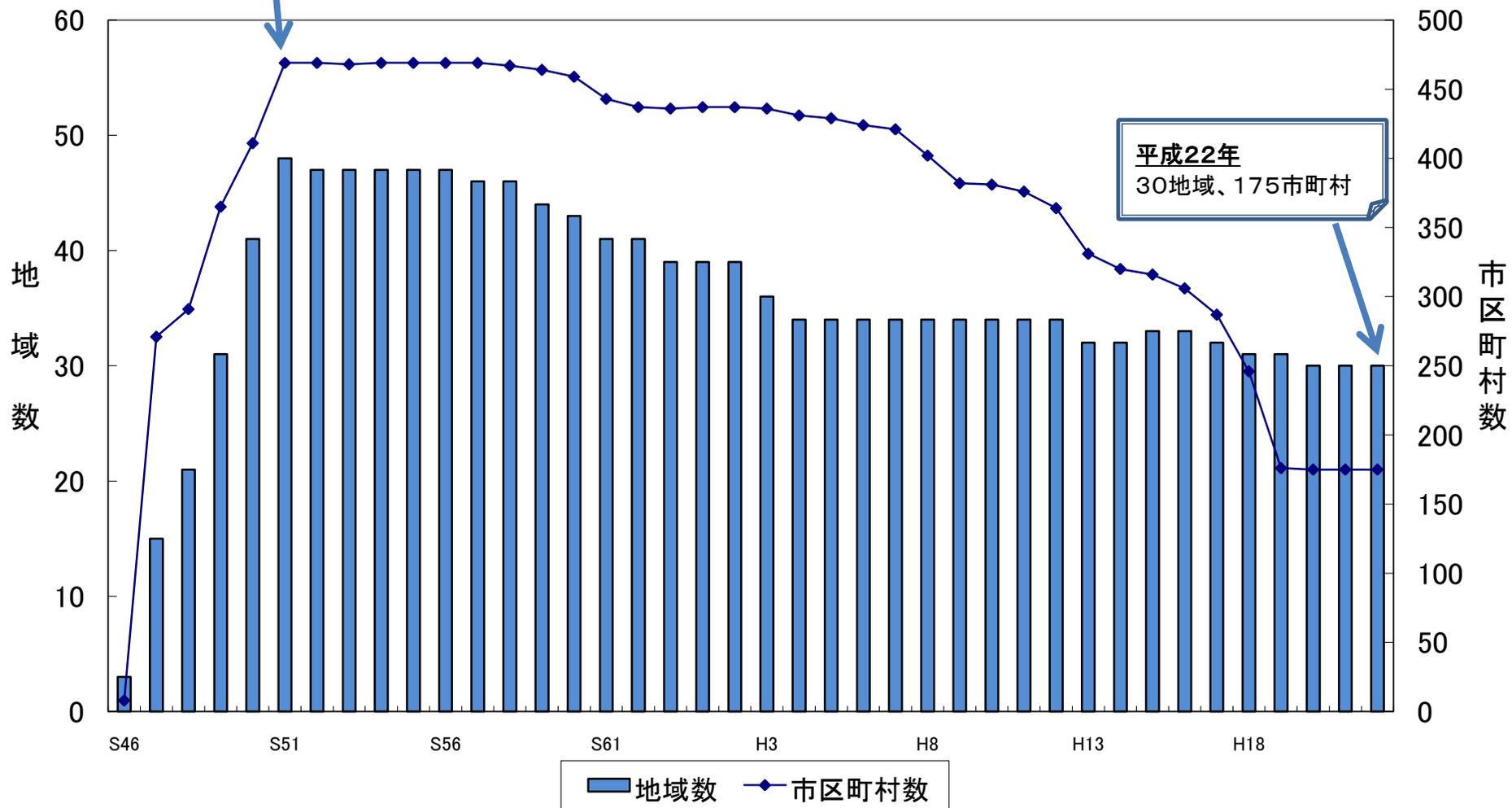


- (注) 1. は環境基本法に基づくものであり、()内はその条項を示す。
2. ※継続地域については、公害対策会議会長専決要領の規定により、開催されない。

公害防止計画の地域数及び市区町村数の推移

※ピーク:昭和51年
48地域、469市町村

平成22年
30地域、175市町村



公害防止計画の構成

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

第2節 地域の範囲

第3節 計画の目標

第4節 計画の主要課題

1 自動車交通公害

2 河川の水質汚濁

第5節 計画の期間

第6節 関係法令による地域指定の概要

第2章 公害防止施策

第1節 主要課題への対応

1 自動車交通公害対策

(1) 国道○号沿道の自動車排出ガスに係る大気汚染対策及び騒音対策

ア 当該課題に係る状況

イ 当該課題に係る要因分析

ウ 過去の施策の実施状況及び評価

エ 今後講ずる施策及び達成目標

(2) 国道◇号線沿道の自動車騒音対策

ア 当該課題に係る状況

イ 当該課題に係る要因分析

ウ 過去の施策の実施状況及び評価

エ 今後講ずる施策及び達成目標

(3) 関連諸計画との関係

ア 新道路整備五箇年計画

イ 都市計画

ウ ○○市自動車公害防止計画

2 河川の水質汚濁対策

(1) - 1 ○○川の BOD に係る水質汚濁対策

ア 当該課題に係る状況

イ 当該課題に係る要因分析

ウ 過去の施策の実施状況及び評価

エ 講ずる施策及び達成目標

(2) 河川の水質汚濁対策に係る共通施策

ア 工場・事業場対策

イ 生活排水対策

ウ 畜産排水対策

エ 非特定汚染源対策

オ 浄化対策

カ 調査研究・監視体制整備

キ 環境教育・普及啓発

(3) 関連諸計画との関係

ア COD に係る総量削減計画

イ 生活排水対策推進計画

ウ 流域別下水道総合計画

エ ○○川水質保全計画

第2節 大気汚染対策

1 大気汚染の概況

2 窒素酸化物対策

(1) 窒素酸化物に係る大気汚染の状況

(2) 当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等

(3) 講ずる施策及び達成目標

3 浮遊粒子状物質対策

:

4 光化学オキシダント対策

:

5 硫黄酸化物対策等

:

6 有害大気汚染物質対策

:

7 ダイオキシン類対策

:

8 その他の大気汚染対策

:

- 第3節 水質汚濁対策
 - 1 水質汚濁の概況
 - 2 河川の水質汚濁対策
 - (1) 河川の水質汚濁の状況
 - (2) 当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等
 - (3) 講ずる施策及び達成目標
 - 3 海域の水質汚濁対策

第4節 地下水汚染対策

第5節 土壌汚染対策

第6節 騒音・振動対策

第7節 地盤沈下対策

第8節 悪臭対策

第9節 廃棄物・リサイクル対策

- 1 対策の基本的方向
- 2 大気汚染対策としての廃棄物・リサイクル対策
- 3 水質汚濁対策としての廃棄物・リサイクル対策
- 4 土壌汚染対策としての廃棄物・リサイクル対策
- 5 廃棄物の適正な処理の推進

第10節 土地利用対策

第11節 監視・観測体制の整備及び調査研究等の充実

- 1 監視・観測体制の整備
- 2 調査研究の充実

第12節 環境影響評価等

第13節 環境保健対策・公害紛争処理・環境犯罪対策

第3章 自然環境及び地球環境の保全

第1節 自然環境の保全

第2節 地球環境の保全

第4章 各主体の自主的積極的取組に対する支援施策

第1節 各主体の取組

- 1 地方公共団体の取組
- 2 事業者の取組
- 3 住民の取組
- 4 民間団体の取組

第2節 環境教育・環境学習等の推進

- 1 環境教育・環境学習の推進
- 2 環境情報の提供

第5章 計画の効果的実施

第1節 計画の推進体制と各主体の連携

- 1 計画の推進体制
- 2 各主体との連携

第2節 経費の概要

第3節 各種計画との連携

- 1 環境保全計画との連携
- 2 防災都市づくりに向けた取組

第4節 計画の進捗状況の点検

- 1 計画の進行管理
- 2 進捗状況の評価

資料 地域の概況

第1節 自然環境

第2節 人口

第3節 産業

第4節 都市環境

- 1 土地利用
- 2 都市計画
- 3 都市施設等
- 4 交通運輸

公害防止計画の例

下関・宇部地域公害防止計画

平成18年3月

(平成21年3月 一部変更)

山 口 県

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画変更の趣旨	2
第3節 地域の範囲	5
第4節 計画の目標	5
第5節 計画の主要課題	5
1 自動車交通公害	5
2 河川の水質汚濁	5
3 常盤湖等の水質汚濁	5
第6節 公害防止計画の期間	5
第7節 関係法令による地域指定の概要	5
第2章 公害防止施策	10
第1節 主要課題への対応	10
1 自動車交通公害対策	10
(1) 主要幹線道路の自動車排ガスに係る大気汚染対策及び騒音対策	10
ア 当該課題に係る状況	10
イ 当該課題に係る要因分析	18
ウ 過去の施策の実施状況及び評価	19
エ 今後講ずる施策及び達成目標	23
(2) 関連諸計画との関係	27
ア 山口県交通安全計画	27
イ 山口県の新しい道路整備計画	27
ウ 都市計画	27
2 河川の水質汚濁対策	28
(1)-1武久川のBODに係る水質汚濁対策	28
ア 当該課題に係る状況	28
イ 当該課題に係る要因分析	28
ウ 過去の施策の実施状況及び評価	28
エ 講ずる施策及び達成目標	31
(1)-2友田川のBODに係る水質汚濁対策	32
ア 当該課題に係る状況	32
イ 当該課題に係る要因分析	33
ウ 過去の施策の実施状況及び評価	33
エ 講ずる施策及び達成目標	35
(2) 河川の水質汚濁対策に係る共通施策	35

ア	工場・事業場対策	36
イ	生活排水対策	36
ウ	畜産排水対策、農業排水対策	37
エ	調査研究・監視体制整備	37
オ	環境教育・普及啓発	38
(3)	関連諸計画との関係	38
ア	総量削減計画	38
イ	瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画	38
ウ	生活排水対策推進計画	38
エ	流域別下水道整備総合計画	38
3	常盤湖等の水質汚濁対策	39
(1)-1	常盤湖のCODに係る水質汚濁対策	39
ア	当該課題に係る状況	39
イ	当該課題に係る要因分析	39
ウ	過去の施策の実施状況及び評価	41
エ	講ずる施策及び達成目標	42
(1)-2	小野湖のCOD、全窒素及び全りんに係る水質汚濁対策	43
ア	当該課題に係る状況	43
イ	当該課題に係る要因分析	45
ウ	過去の施策の実施状況及び評価	45
エ	講ずる施策及び達成目標	47
(1)-3	豊田湖のCOD、全窒素及び全りんに係る水質汚濁対策	48
ア	当該課題に係る状況	48
イ	当該課題に係る要因分析	50
ウ	過去の施策の実施状況及び評価	50
エ	講ずる施策及び達成目標	52
(2)	湖沼の水質汚濁対策に係る共通施策	53
ア	工場・事業場対策	53
イ	生活排水対策	53
ウ	畜産排水対策、農業排水対策	53
エ	調査研究・監視体制整備	54
オ	環境教育・普及啓発	54
(3)	関連諸計画との関係	54
第2節	大気汚染対策	55
1	大気汚染の概況	55
(1)	測定局数	55
(2)	設置状況	55
(3)	大気汚染の状況等	55

2	光化学オキシダント対策	58
(1)	光化学オキシダントに係る大気汚染の状況	58
(2)	当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等	60
(3)	講ずる施策及び達成目標	60
ア	発生源対策	60
イ	緊急時対策	61
第3節	水質汚濁対策	62
1	水質汚濁の概況	63
2	河川の水質汚濁対策	69
3	湖沼の水質汚濁対策	69
4	海域の水質汚濁対策	69
(1)	海域の水質汚濁の状況	69
(2)	当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等	71
(3)	講ずる施策及び達成目標	72
第4節	地下水汚染対策	75
(1)	地下水汚染の状況	75
(2)	当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等	79
(3)	講ずる施策及び達成目標	79
第5節	土壌汚染対策	81
(1)	土壌汚染の状況	81
(2)	当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等	81
(3)	講ずる施策及び達成目標	81
第6節	騒音・振動対策	82
1	自動車騒音対策	82
2	新幹線鉄道騒音対策	82
(1)	新幹線鉄道騒音の状況	82
(2)	当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等	82
(3)	講ずる施策及び達成目標	84
3	航空機騒音対策	85
4	一般騒音等の対策	86
第7節	地盤沈下対策	87
第8節	悪臭対策	87
第9節	廃棄物・リサイクル対策	88
1	過去の施策の実施状況	88
(1)	一般廃棄物	88
(2)	産業廃棄物	88
2	過去の施策の評価分析	89
(1)	一般廃棄物	89

(2) 産業廃棄物	89
3 今後の施策	89
(1) 施策の基本的方向	89
(2) 関連諸計画の概要	90
(3) 廃棄物の発生抑制	91
(4) 減量化・リサイクルの推進	91
(5) 廃棄物の適正な処理の推進	92
第10節 土地利用対策	94
1 対策の基本的方向	94
2 関連諸計画の概要	94
3 土地利用計画の適切な運用	95
4 土地利用対策の推進	96
第11節 監視・観測体制の整備及び調査研究等の充実	97
1 監視・観測体制の整備	97
2 調査研究の充実	98
第12節 環境影響評価等	99
1 施策の基本的方向	99
2 環境影響評価等の実施	99
第13節 環境保健対策・公害紛争処理・不法投棄等不適正処理対策	99
1 健康被害の予防	100
2 公害紛争処理等	100
3 不法投棄等不適正処理対策	100
第3章 自然環境及び地球環境の保全	102
第1節 自然環境の保全	102
1 基本的な方向	102
2 施策の総合的かつ計画的な実施	102
(1) すぐれた自然の保全	102
(2) 森林、農地、水辺等における自然環境の維持・形成	107
(3) 都市地域における自然的環境の確保等	109
(4) 社会資本整備等の事業の実施時の配慮	110
(5) 生物多様性の確保及び野生生物の保護管理	110
(6) 地域づくり等における健全で恵み豊かな環境の確保とその活用	111
第2節 地球環境の保全	113
1 施策の基本的な方向	113
2 地球規模の大気環境の保全	113
(1) 地球温暖化対策	113
(2) オゾン層保護対策	116

(3) 酸性雨対策	-----	116
3 その他の地球環境保全施策	-----	116
第4章 各主体の自主的積極的取組に対する支援施策	-----	118
第1節 各主体の取組	-----	118
1 地方公共団体の取組	-----	118
2 事業者の取組	-----	119
3 住民の取組	-----	119
4 民間団体の取組	-----	120
第2節 環境教育・環境学習等の推進	-----	120
1 環境教育・環境学習等の推進	-----	120
2 環境保全の具体的行動の促進	-----	121
3 環境情報の提供	-----	122
第3節 環境保全に向けた取組の率先実行	-----	122
第5章 計画の効果的実施	-----	124
第1節 計画の推進体制と各主体の連携	-----	124
1 計画の推進体制	-----	124
2 各主体との連携	-----	124
(1) 関係機関との連携	-----	124
(2) 事業者との連携	-----	126
(3) 住民との連携	-----	126
第2節 経費の概要	-----	127
第3節 各種計画との連携	-----	127
1 環境保全計画との連携	-----	127
2 諸計画との連携	-----	127
3 防災型都市づくりに向けた取組	-----	129
第4節 計画の進捗状況の点検	-----	130
1 計画の進行管理	-----	130
2 進捗状況の評価	-----	130
資料 地域の概況	-----	132
第1節 自然環境	-----	132
1 地形	-----	132
2 気象	-----	132
3 水象	-----	132
4 動植物等	-----	133
第2節 人口	-----	134

第3節	産業	134
1	概要	134
2	工業	134
3	農林水産業	134
4	商業	135
5	サービス・観光業	135
第4節	都市環境	135
1	土地利用	135
2	都市計画	135
3	都市施設等	136
4	交通運輸	138

第2章 公害防止対策

第1節 主要課題への対応

1 自動車交通公害対策

(1) 主要幹線道路の自動車排出ガスに係る大気汚染対策及び騒音対策

エ 今後講ずる施策及び達成目標

自動車交通の利便性から、自動車保有台数や自動車交通量は今後とも増加していくことが予想されるため、主要幹線道路の自動車交通公害の改善を図るためには、地域の特性を踏まえながら、これまで実施してきた種々の対策についてさらに効果的な実施方法を検討しつつ、総合的な自動車交通公害対策を推進していく必要がある。

(ア) 達成目標

主要幹線道路沿道における騒音については、下記の個別施策を講じることにより、既設の道路に面する地域については、騒音に係る環境基準が達成され又は維持されるよう努めるものとする。

また、光化学オキシダントについては、発生原因と考えられる窒素酸化物等の排出量の削減を推進することにより、環境基準達成に向けて努力していく。

(イ) 個別対策

A 交通流・交通量対策

以下に掲げる対策を引き続き実施し、交通の誘導・分散等により主要幹線道路における交通流の円滑化を図る。

(A) 信号機及び交通管制システムの高度化

信号機に系統化、半感応化、閑散時半感応化、多現示化等の機能を付加して信号機の高度化を図り、交通管制エリアを拡大するとともに、交通管理の最適化を図るため、新交通管理システム(UTMS)(※)の導入を推進し、表2-1-9に掲げる事業を平成22年度までに推進する。なお、平成20年度については、信号機の高度化を11箇所実施する。

〔※ 光ビーコンを用いた個々の車両との双方向通信により、ドライバーにリアルタイムの交通情報を提供する等、IT技術を利用して、交通の流れを積極的に管理し、「安全・快適にして環境にやさしい交通社会」の実現を目指す交通管理システム。〕

(B) 効果的な交通規制の実施

右折レーンの設置が困難な場所について時間帯による右折禁止の交通規制を実施するなど、交通の状況に対応した効果的な交通規制を実施して交通流の円滑化を図る。

表2-1-9 交通管制システム等整備計画

事業主体名	地域	交通情報提供装置	信号機の高度化
県警察本部	下関市、宇部市	8箇所	36箇所

(注) 県警察本部交通規制課調べ

B 道路構造対策

(A) 道路整備

○ バイパス等の整備

一般国道2号、190号及び191号等の主要幹線道路におけるバイパス、道路拡幅等を沿道環境に配慮しつつ表2-1-10のとおり推進し、交通流の円滑化、分散化を図る。

○ 道路構造の改善

・ 交差点等の改良

交通混雑の著しい交差点について、道路交通の円滑化を図るため、表2-1-11のとおり交差点の改良を行うことにより、付近の交通流の円滑化を推進する。

○ 道路の低騒音舗装

環境基準の達成率の低い地域等今後とも騒音が著しいと認められる箇所については、関係機関と連携し道路の低騒音舗装の維持補修に努めるとともに、表2-1-12に示す箇所において低騒音舗装を実施する計画である。

C 沿道対策

幹線道路の沿道の土地利用計画及び市街地開発事業計画の決定又は変更に当たっては、騒音・振動の影響に配慮した適正な土地利用の誘導及び公共施設等の配置を図る。

D 局地汚染改善対策

○ 遮音壁の設置

山陽自動車道等の騒音の著しい箇所において遮音壁等の設置が進められてきたが、環境基準の達成率の低い地域等今後も騒音が著しいと認められる箇所には、関係機関と連携・協議のうえ、遮音壁の設置等の対策を進め沿道環境の保全に努める。

表 2-1-10 バイパス等の整備計画

道路名等	事業内容等	距離	事業主体	事業年度
一般国道2号下関拡幅	4車線、6車線へ拡幅	2.7km	国	S50～
一般国道191号下関北バイパス	4車線整備	6.8km	国	H2～
一般国道2号厚狭・埴生バイパス	4車線整備 (H19年度未暫定2車線)	12.6km	国	S48～ H19
一般国道490号宇部拡幅	4車線整備	6.0km	県	H5～
一般国道490号荒瀬バイパス	2車線整備	2.7km	県	H6～
一般国道491号上小月バイパス	4車線整備	2.1km	県	H5～
一般県道西岐波吉見線	宇部市西岐波4車線整備	4.4km	県	H4～ H17
一般県道妻崎開作小野田線	宇部市妻崎開作2車線整備	1.7km	県	H9～ H18
一般県道武久椋野線	下関市武久町	0.4km	県	H7～ H17
都市計画道路宇部湾岸線	宇部市東須恵唐～中央町	4.5km	県	H6～ H23
都市計画道路幡生綾羅木線	下関市幡生町～武久町	1.2km	県	H9～ H19
都市計画道路市道鍋倉草江線	宇部市草江	0.4km	宇部市	H15～
市道武久新垢田西線	下関市武久町	0.65km	下関市	H11～ H17
一般国道435号美祢～豊田バイパス	2車線整備	5.4km	県	H6～
一般国道491号荒木拡幅	2車線整備	0.8km	県	H15～
一般国道491号豊田～油谷バイパス	2車線整備	6.0km	県	H7～
一般県道新下関(停)稗田線	4車線整備	1.1km	県	H15～
一般県道下関川棚線	2車線整備	4.8km	県	H13～

(注) 国土交通省山口河川国道事務所、県道路建設課、都市計画課、各市調べ

表 2-1-11 交差点の改良計画

道路名	地点名	道路延長	事業主体	事業年度
一般国道2号	宇部市瓜生野	0.3 km	国	H18～
一般国道2号	宇部市茶屋	0.3 km	国	H20～
一般国道190号	宇部市藤曲	0.1 km	国	H18～
一般国道190号	宇部市西割	0.3 km	国	H12～ H19 (事業完了)
一般国道190号	宇部市東岐波	0.3 km	国	H17 (事業完了)
一般国道191号	下関市横野3丁目	0.3 km	国	H16～ H17 (事業完了)

(注) 国土交通省山口河川国道事務所、県道路整備課調べ

表 2-1-12 低騒音舗装敷設計画

道路名	地点名	道路延長	事業主体	事業年度
一般国道191号	下関市上新地	1.05 km	国	H18～
一般県道下関港線	下関市椋野	1.3 km	山口県	H21

(注) 国土交通省山口河川国道事務所、県道路整備課調べ

第2章 公害防止対策

第1節 主要課題への対応

2 河川の水質汚濁対策

(1) - 1 武久川のBODに係る水質汚濁対策

エ 講ずる施策及び達成目標

(ア) 達成目標

武久川におけるBODについて、平成16年度に初めて環境基準の達成を果たしたが、引き続き基準の達成を図っていく。このため、下水道のさらなる普及等、流域全体の対策を推進し汚濁負荷の抑制を図ることとする。

(イ) 個別対策

A 排水処理施設の整備

生活排水による水質汚濁負荷量を削減するため、「山口県生活排水浄化対策推進要綱」等に基づき、下水道等の生活排水処理施設の整備促進を図るとともに、普及啓発・実践活動の推進等について、県・市の役割分担に応じて生活排水対策を推進する。

(A) 下水道の整備

当地域の都市内河川における水質保全を図るためには、生活排水等に係る汚濁負荷量の削減が肝要であるため、これまで実施してきた公共下水道の整備を引き続き推進する。

下関市における下水道の整備計画は、表2-1-17のとおりである。

表2-1-17 下水道整備計画

区分	市名	年度	行政人口(千人)	処理人口(千人)
公共下水道	下関市	平成16年度	291.5	169.5
		平成19年度	285.8	184.7
		平成22年度	策定中	策定中

(注) 1 行政人口は、平成16,19年度については住民基本台帳人口(平成17,20年3月末現在)である。平成22年度については、現在新たな下水道計画を策定中であり算出していない。

2 各市調べ

(B) 汚泥再生処理センターの整備等

下関市においてし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するため、表2-1-18のとおり汚泥再生処理センターの整備を行うとともに、現有施設の適正な維持管理等を図る。

表 2 - 1 - 1 8 一般廃棄物処理施設整備計画

区 分	年 度	処理能力	新 増 設	廃 止	
汚泥再生処理センター	平成17年度	358 kℓ/日	198 kℓ/日	80 kℓ/日	
	平成22年度	476 kℓ/日			
	新規施設等 の内訳	事業主体	計画内容	着工年度	竣工年度
		下 関 市	198 kℓ/日	平成17年度	平成18年度

(注) 県廃棄物・リサイクル対策課、下関市調べ

(C) 浄化槽(合併処理)の普及促進等

下関市が策定している「生活排水処理基本計画」等に基づき、地域の実情に応じ、「浄化槽設置整備事業費補助金要綱」による補助制度等を活用しつつ、平成17年度から平成22年度の6年間で1,822基の浄化槽(合併処理)の普及促進を図る。

また、建築基準法、浄化槽法、山口県浄化槽保守点検業者登録条例及び「浄化槽の設置等に関する指導要綱」に基づき、浄化槽の適正な設置及び維持管理の指導等に努めるとともに、(社)山口県浄化槽協会と連携し、法定検査の実施率の向上を図る。

B 工場・事業場対策

(A) 法・条例に基づく排水規制等の徹底

水質汚濁防止法及び同法第3条第3項に基づく上乘せ条例並びに山口県公害防止条例に基づき、排水基準及び総量規制基準(COD、全窒素、全りん)の遵守状況を厳重に監視するとともに排水処理施設の改善及び適正な管理等の指導を引き続き実施する。

(B) 小規模事業場排水対策

排水基準等の適用されない小規模事業場に対しては、排水等の実態把握に努めるとともに、汚濁負荷量の削減を指導する。

C 指導・普及・啓発

水系別生活排水浄化対策協議会を設置している水系については、当該協議会の活動等による地域住民に対し生活排水対策の普及・啓発を行う。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（公害財特法） について

1. 制定の概要

公害防止対策事業に対する国庫補助率の嵩上げ、適債事業の拡大、元利償還金の交付税算入率という国の財政上の特別措置を定めるもの。

公害防止対策事業には、①公害防止計画策定地域において実施されるもの、②総務大臣指定により実施されるものがある。

2. 延長の経緯

制定以来、今日まで3回の延長がなされ、公害防止計画地域等において各種の公害対策事業が実施され、環境の改善に相当の成果をおさめてきている。

(1) 第1回延長：昭和56年（期限 平成3年3月31日）

<昭和56年環境白書>

- ・ 公害防止計画策定地域においては、大都市を中心として、環境基準等の目標を確実に達成するためには、なお相当の努力を要し、更には、交通公害、廃棄物問題、富栄養化問題等をも考慮すれば、今後とも公害防止計画の策定、推進を図る必要があり、関係地方公共団体においても、公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業を将来とも相当量必要としている。
- ・ 自治大臣が指定するしゅんせつ事業や農用地土壌汚染対策事業にも、完了に今後相当期間を要するものもある。

(2) 第2回延長：平成3年（期限 平成13年3月31日）

<平成3年環境白書>

- ・ 公害防止計画策定地域においては、現在の環境質の動向を勘案すれば、大都市を中心として、環境基準等の目標を確実に達成するには、なお相当の努力を要し、さらには、交通公害、水質汚濁、廃棄物問題等をも考慮すれば、今後とも公害防止計画の策定、推進を図る必要があり、関係地方公共団体においても、公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業を将来とも相当量必要としている。
- ・ 自治大臣が指定する農用地土壌汚染対策事業等についても、今後なお相当の事業を実施していかなければならない。

(3) 第3回延長：平成13年（期限 平成23年3月31日）

<平成12年12月1日 中央環境審議会意見具申>

公害財特法は、平成12年度末に適用期限が到来することとなっているが、これが失効した場合には、公害防止計画の実施に重大な支障が生ずることは明白であり、公害防止計画を適切に実施し、公害問題を解決するため、以上のような公害防止計画制度の改善に係る所要の見直しを行うこととした上で、その適用期限を延長することが是非とも必要である。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（抄）
（昭和四十六年五月二十六日法律第七十号）

（趣旨）

第一条 この法律は、公害の防止に関する施策の一層の推進を図るため、地方公共団体が行なう公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の特例その他の国の財政上の特別措置について定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「公害」とは、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害をいう。

2 この法律において「公害防止計画」とは、環境基本法第十七条第三項の規定による環境大臣の同意を得た公害防止計画をいう。

3 この法律において「公害防止対策事業」とは、国又は地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する事業その他公害の防止のための事業で次に掲げるものをいう。

一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築の事業で次に掲げるもの

イ 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道で特定の事業者の事業活動に主として利用されるものの設置又は改築の事業

ロ 下水道法第二条第五号に規定する都市下水路の設置又は改築の事業（汚でいその他公害の原因となる物質のたい積を排除する目的をあわせ有して実施されるものに限る。）

ハ 下水道法第二条第六号に規定する終末処理場の設置又は改築の事業（イに掲げるものを除く。）

二 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実である地域の周辺の地域において実施される緑地その他これに類する政令で定める施設の設置の事業

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七十七号）第二条第一項に規定する廃棄物の処理施設の設置の事業

四 公立の義務教育諸学校（小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）の移転又は施設整備の事業で、公害による被害を防止し、又は軽減するために実施されるもの

五 汚でいその他公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において実施されるしゅんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業

六 公害の原因となる物質により被害が生じている農用地又は農業用施設について実施される客土事業、施設改築事業その他政令で定める土地改良事業

七 ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）により土壤が汚染されている土地について実施される客土事業その他政令で定めるダイオキシン類による汚染の防止又はその除去等の事業

八 公害の状況を把握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験又は検査に係る施設及び設備の整備の事業

九 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事業

(公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の割合の特例等)

第三条 地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業（政令で定める事業を除く。以下この条において同じ。）に係る経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、別表上欄に掲げる公害防止対策事業の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）により、その一部を負担し又は補助するものとする。国が公害防止計画において定められた公害防止対策事業を地方公共団体に負担金を課して行なう場合における当該公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担割合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、公害防止対策事業に係る経費につき適用される他の法令の規定による国の負担割合が別表に定める国の負担割合をこえるときは、当該公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定めるところによる。
- 3 国は、地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業に係る経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について第一項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。
- 4 第一項の規定は、公害防止計画が定められていない地域において実施される公害防止対策事業で第二条第三項第五号から第八号までに掲げるもののうち、総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定するものに係る経費に対する国の負担又は補助についても、適用する。

(公害の防止のための事業に係る地方債)

第四条 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるものにつき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 2 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるもの並びに公害防止計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債については、国は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第五条 前条第二項に規定する地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

附 則

(施行期日等)

第一条 (略)

- 2 この法律は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、公害防止計画に基づく公害防止対策事業及び第三条第四項の規定により総務大臣が指定した公害防止対策事業に係る経費のうち、平成二十二年度までの予算に係るもので平成二十三年度以降に繰り越されるものについては、この法律の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

公害防止対策事業に係る財政措置

「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」について

(平成22年度)

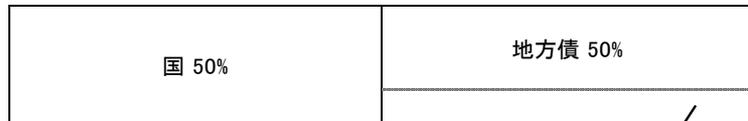
事業区分	事業の細区分	国庫補助金		平成22年度 地方債充当率 (率は各年度の「地方債充当率(総務省告示)」による) ※7	地方交付税の基準 財政需要額への算入		備考 (財特法 根拠条 項等)		
		通常の 補助 負担率	特例 補助 負担率		通常算入率	特例算入率			
下水道	特定公共下水道	1/3	1/2	100%		44%	措置なし ※5	第2条 第3項 第1号	
	都市下水路	4/10	1/2	90%		30%	地方債元利償還金の50%を基準財政需要額に算入(公害財特法第5条、地方交付税法附則第5条による) ※5		
	公共下水道	終末処理場	55/100	1/2	100%		16~44%(公共下水道) ※4		
		その他	50/100	—					
流域下水道	終末処理場	2/3	1/2			44%(流域下水道、特定環境保全公共下水道)			
	その他	50/100	—						
緩衝緑地	緩衝緑地	用地	1/3	90%		30%		第2条 第3項 第2号	
		施設	1/2						
廃棄物 処理施設	一般廃棄物 処理施設	ごみ	※3 1/3 (1/4)	※3 — (1/2)	90%(施設) 100%(用地造成)	50%(施設) 0%(用地)		第2条 第3項 第3号	
		尿	1/3 (1/3)						
	廃棄物埋立護岸 海洋性廃棄物 処理施設	廃棄物埋立護岸	1/3	90%	30%				
		海洋性廃棄物 処理施設	1/3	都道府県・指定都市70% 市町村75%	0%				
学校環境整備 (公立の義務 教育諸学校)	公害防止工事等	1/3	55/100	都道府県75% 指定都市・市町村90%		70%(危険) 0% ※6	措置なし ※6	第2条 第3項 第4号	
※2 しゅんせつ ・導水等	河川	1/3		90%		0	地方債元利償還金の50%を基準財政需要額に算入(公害財特法第5条、地方交付税法附則第5条による)	第2条 第3項 第5号	
	港湾	※1 0 (1/2)	1/2			0			
	水産基盤	1/2				0			
※2 公害対策 土地改良	農業用施設(かんがい排水施設)	土壌汚染防止等	55/100	55/100	90%		30%	第2条 第3項 第6号	
		その他	55/100	1/2					
	農用地 (容土・排土等)	汚染除去等	50/100	55/100					
		その他	50/100	1/2					
※2 ダイオキシン 類対策	土壌汚染防止・除去等	1/2	55/100	都道府県・指定都市70% 市町村75%		0	0	第2条 第3項 第7号	
政令で定める 事業	幼稚園等	1/3	1/2	75%			0%	第2条 第3項 第9号	
	児童福祉施設	1/3	1/2	都道府県・指定都市75% 市町村80% (介護施設100%)			0%		
		1/2	55/100						
老人福祉施設	1/2	55/100							

(注) ※1 …… 港湾公害防止対策事業として行う場合は0、それ以外の事業として行う場合は1/2
 ※2 …… 公害防止計画策定地域以外の地域において実施される公害防止対策事業で総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定した事業についても適用される。
 ※3 …… 上段は平成17年度以降の交付金事業の補助負担率、下段の()内は交付金化以前の国庫補助事業の補助負担率。
 ※4 …… 合流式・分流式の別及び処理区域内人口密度別に16~44%を算入
 ※5 …… 特定公共下水道(単独分)については、本財政措置においては交付税措置を講じていない。また、平成16年度より、下水道事業のうち更新事業に係る経費についても、交付税措置の対象外としている。
 ※6 …… 義務教育施設(学校環境整備)については、本財政措置においては交付税措置を講じていない。義務教育施設(学校環境整備)においては、通常分として各費目において基準財政需要額に算入される。なお、市町村立施設について、危険改築・不適格改築事業等は70%、その他事業は0%を算入。
 ※7 …… 財特法が適用されることにより起債が可能となるもの

公害財特法の適用を受けることによる事業負担の効果

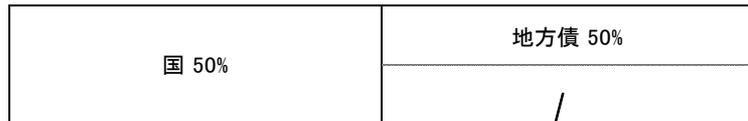
公共下水道

通常



うち基準財政需要額
算入 8~22% (算入率 16~44%)

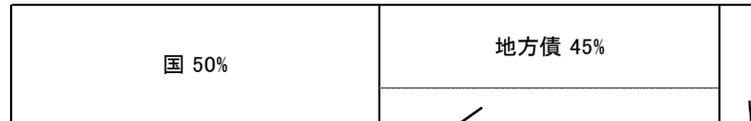
財特法適用



うち基準財政需要額
算入 25% (算入率 50%)

農用地土壌汚染対策

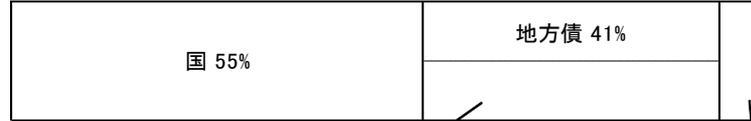
通常



うち基準財政需要額算入
14% (算入率 30%)

実施主体 5%

財特法適用

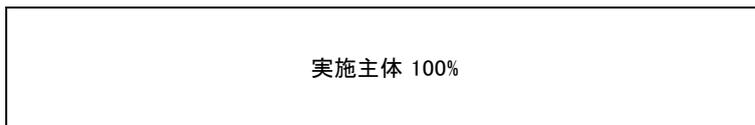


うち基準財政需要額算入
20% (算入率 50%)

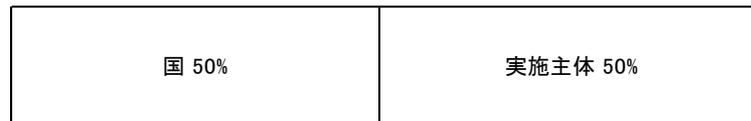
実施主体 4%

しゅんせつ・導水等(港湾)

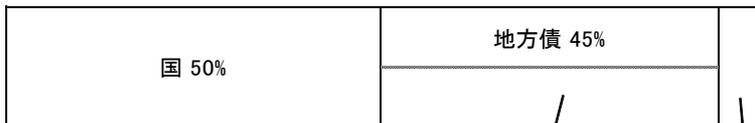
通常



通常



財特法適用

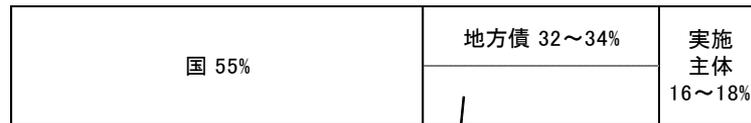


うち基準財政需要額
算入 23% (算入率 50%)

実施主体 5%

ダイオキシン類対策

財特法適用



うち基準財政需要額算入
16~17% (算入率 50%)